

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第18号
2018年

援護基金を今後ともよろしく

皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から当援護基金に御支援、御協力を頂きまして、誠に有難うございます。

さて、当援護基金は「公益財団法人」となってから、間もなく5年になろうとしております。これまでもお話し致しましたが、当基金は、社会的弱者のための人権擁護活動を支援して参りました。私共弁護士の使命は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにあります。社会の歪みの中で、どうしても救済しなければならない弱い人たちは沢山います。人権擁護活動を行うには、調査、研究などに費用がかかることが多いのですが、その費用を負担できない人も沢山いらっしゃいます。しかし、そのような人々を救済し、また権利を守るため、私共弁護士は活動しなければならないのです。それこそ手弁当でもやらなければならない人権擁護活動は数多くあります。そのような時に、当基金は調査、研究のための援助を行います。これまで皆様の御協力を得て、多くの援助を行って参りましたが、現在も福島第1、第2原発事故の避難者の救済のための国賠訴訟、北海道建設アスベスト被害者救済事業、三川・由仁注射器使い回し被害の調査及び救済事業などへの支援を行い、また、札幌弁護士会の各種法律相談などへの支援も行っております。今後も出来るだけ多くの人権救済活動へ支援して参りたいと存じますので、皆様方におかれましては、当基金に支援を申し込み、社会正義の実現へ向けての活動を広げて行って頂きたいと存じます。

ところで、御承知の通り、当基金の活動資金の殆どは刑事贖罪金をはじめとする寄付金に頼らざるを得ないのが現状です。刑事贖罪寄付は、高額のものもありますが数千円の寄付もあり、若い弁護士からの寄付も沢山あります。少額の寄付であっても人権擁護活動の大切な活動資金になっています。また、例えば何かの会合のために集めて余ってしまった予算なども寄付して頂ければ人権擁護活動の大切な資金になります。少額でも構いませんので是非とも当基金への

寄付をお願い申し上げます。これからも社会は多様化し、社会格差も大きくなり、また巧妙な手段で社会の人々に被害を及ぼすような事件も目につきます。それらの支援のために、私共札幌法律援護基金も活動して参りますので、今後ともご協力、ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

平成30年（2018年）3月

理事長 向井 諭

（公益財団法人札幌法律援護基金）



子どもたちは社会の命、未来そのもの



NPO法人 子どもシェルターレラピリカ
理事長 内田 信也

子どもシェルター「レラピリカ」を開設したのが平成25年12月24日でしたから今年で「5周年」になります。これまで札幌法律援護基金からはさまざまなご支援をいただき、おかげさまで87人の子どもたちが、シェルターで「翼」を休め、生きる力を取り戻して大空に羽ばたいて行きました。心より感謝申し上げます。

わが国の社会的養護は、子どもの権利条約の理念を意識しながら児童福祉法や児童虐待防止法が少しずつ改正されてきましたが、未だ、18歳から20歳までの「社会的養護における真空地帯」をカバーして子どもたちの自立をサポートする制度にはなっておらず、シェルターの存在意義はますます高まっています。現在、全国には北は北海道、南は沖縄まで17の都道府県にシェルターがあり、5県で準備・検討が進んでいます。何といても、法律の専門家である弁護士が中心となって運営していることは、他の施設にはない最大の強みです。「全国の都道府県に最低1ヶ所」、をめざして子どもシェルター拡充の運動をすすめているところです。

さて、利用してくれる子どもたちに共通するのは「貧困」の二文字です。子どもの貧困率が16.3%と報告されています。それは四人世帯で年収300万円くらいが貧困ラインだとすると、それ以下の家庭で生活する17歳以下の子どもたちが350万人くらいいることとなります。子どもの貧困問題がなぜ重要かということ、今、それを解決できるか否かということが、日本の30年~40年後の姿を決定するからです。

ところで、2017年4月10日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「2065年までの将来推計人口」によると、現在、わが国には15歳未満の子どもは1571万人ほどいるのですが、それが2040年には1194万人、2065年になると898万人と現在の6割以下の数になり、総人口に占める割合も12.4%から10.2%まで減ららしいのです。しかし、その割に、日本という国は一人一人の子どもを大切にしていません。家族と子どものための国家予算はEU諸国の3分の1しかなく、児童虐待通告件数が10万件を越え、子どもの貧困が減らないことに有効な対策を打てない日本。このままでは子どもが減っていく一方で、社会的・経済的に自立して生きていくことができない大人がどんどん増えていくことになります。子どもが消えていく社会に未来はありません。子どもたちは社会の命であり、未来そのものです。そんな視点を持ちながらシェルター運営に力を注ぎたいと思います。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。



常務理事からひとこと

援護基金だより18号をお届けいたします。

平成29年度は、みなさまのご支援のおかげで調査研究事業への援護等ができました。深く感謝申し上げます。

次年度も、社会的、経済的弱者の救済、人権擁護、社会正義の実現のため、調査研究事業等への援護をより充実したものとなるよう目指していきたく思っております。引き続き、当基金へのご支援、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

常務理事 渡邊 宙